申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>図書館資料の複写許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立図書館規則第１０条第１項
　図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書により館長の許可を受けなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部中央図書館奉仕係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>第１０条第２項
　館長は、前項の複写が不適当と認めた場合は、これを許可しないことができる。</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>１　許可の基準については著作権法第３１条に基づき、次のとおりとする。
⑴　新座市立図書館の所蔵資料であること。
⑵　著作物の一部分について一人で１部だけ複写すること。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　即日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>